

原議保存期間10年
(平成31年12月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁内地発第20号
平成21年9月8日
警察庁生活安全局長

警察通信指令に関する規則の制定について(通達)

この度、警察通信指令に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。)が別紙のとおり制定され、本年10月1日より施行されることとなった。

通信指令に係る基本的事項は、従来、外勤警察運営規則の一部を改正する規則(平成4年国家公安委員会規則第20号)による改正前の外勤警察運営規則(昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第33条から第35条までにおいて一定の定めが置かれており、当該規定が削除された後も「外勤警察運営規則の一部を改正する規則等の制定について」(平成4年12月25日付け乙保発第27号)に基づき「通信指令室及び警察署通信室については、当分の間、従前の例により運用し、又は運営する」こととされていたところである。

この度の規則は、別添1の「初動警察刷新強化に向けた警察庁の取組み」(平成21年3月27日付け初動警察強化推進委員会決定)において「通信指令については、初動警察の要たる位置付けを明確化するとともに、通信指令の重要性に関する職員の意識改革を図るため、その基本的事項を、警察庁において定める」ことが警察庁重点施策として掲げられたことを受けて制定されたものである。その内容は、警察通信指令に関し、活動の基本、通信指令室等の活動・権限、人材の育成、隣接府県間の連携等の基本的事項を定めるものであり、昨年12月に初動警察強化推進委員会の決定を受けた別添2の「初動警察刷新強化のための指針」(平成20年12月10日付け初動警察強化推進委員会決定。以下「指針」という。)における通信指令強化の趣旨を反映させたものとなっている。

規則の各条の要旨は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 趣旨(第1条関係)

第1条は、規則の趣旨が警察通信指令に関する基本事項を定めることにある

こと及び「迅速かつ的確な初動警察活動を行う」ことが規則制定の目的であることを示している。

ここにいう「初動警察活動」とは、平時における警察の態勢を前提として都道府県警察が行う、事件事故に即応した初期的な警察活動（その指揮に当たる通信指令を含む。）をいう。具体的には、

- ・ 事件及び事故の届出・通報の受理等
- ・ 現場への臨場とそれに伴う初期的な活動
- ・ 事件及び事故に関する初期的な情報の集約・確認
- ・ 緊急配備の実施

等がこれに含まれる。

なお、初動警察活動は、事件又は事故に即応した、多種の警察力による応急的かつ一時的な活動であり、事案を最終的に担当すべき専務部門（刑事、交通部門等）が態勢を整え当該事案を引き継いだ後に行う活動、警衛、警護、警備実施等初動警察活動の介在を予定せずあらかじめ定められた計画に基づいて行われる活動、これらの活動に伴って行われる警察通信施設を用いた指揮監督は、これに含まれないものと解される。

2 通信指令の基本（第2条関係）

第2条は、警察通信指令を行うに当たって、留意すべき活動の基本を定める規定である。本条が通信指令の基本として定める各号の趣旨及び概要は以下のとおりである。

(1) 重要性及び活動の目的（第1号関係）

第1号は、警察通信指令の任務の重要性を認識すべきこと及び迅速かつ的確な初動警察活動に資することを目的として活動すべきことを定めている。

(2) 状況判断（第2号関係）

第2号は、警察通信指令の活動に当たって、常に冷静沈着に状況判断を行うべきことを定めている。通信指令が行う判断については、危機管理業務という特性から常に最悪の事態を念頭に置きながら事案の種別や軽重を判断する必要があることなどから、特にこの規定を置いたものである。

(3) 組織的な活動（第3号関係）

第3号は、警察通信指令において組織的な活動を行うべきことを定めている。警察通信指令は、高度に専門的な知識・技能を有する限られた個々の職員が、無線等を通じて、それぞれに異なった事案への対応を行うという特性を有する業務であり、特に留意して情報共有や報告連絡の励行を徹底するなどの運用を行わなければ、組織的な活動を行うことができなくなるという困

難性を有していることから、特に、勤務員が協力一致して事案に臨み、組織的な活動を行うべきことを定めたものである。

(4) 初動警察活動における連携の確保（第4号関係）

第4号は、初動警察活動を行う複数の部門がある場合において、それらの相互の連携を確保することに留意すべきことを定めている。これは、警察の組織総合力を発揮するために最適な判断をそれぞれの部門が円滑に行うことができるよう、初動警察の司令塔としての役割を有する通信指令が、特に部門間の連携に留意した指令等を行うべきことを定めるものである。具体的には、本部関係所属との迅速な情報共有を図るとともに、現場における地域部門、事件事故主管部門、各種執行隊等の効果的な連携に十分留意する必要がある。

3 通信指令室（第3条関係）

(1) 設置及び基本的な活動（第1項関係）

第3条第1項は、通信指令室の設置及び基本的な活動を規定している。これらの規定のうち第1号、第3号及び第4号の規定は、旧規則において定められていた規定を踏襲するものである。これに対し、第2号は、旧規則にはなかった規定であり、迅速かつ的確な初動警察活動を行う上で現場において収集した情報の組織的共有を図ることは極めて重要であることから、通信指令室が行う基本的活動のひとつとして明示されたものである。

(2) 緊急時における活動（第2項関係）

第3条第2項は、第1項に定められていた基本的な活動に加え、緊急の措置を要する場合において通信指令室が行う活動を規定している。この規定は、特に旧規則との比較において、以下の3点に特に留意して運用する必要がある。

a 判断の主体

旧規則においては、緊急の措置の必要性に関する判断主体を明確にしていなかったところであるが、規則第3条第2項は、「通信指令室は、事件、事故その他の警察事象に係る通報について緊急の措置を要すると認める場合は、・・・」として、緊急の措置の必要性の判断を通信指令室が行うことを明確化している。

b 緊急配備との関係

犯罪捜査規範第93条等に基づき行われる緊急配備は「犯人捕そくのため緊急の必要がある場合」に行われる集中運用である。しかしながら、初動警察において緊急の措置を要する事案はその他のあらゆる事象が想定されること

に加え、各都道府県警察においては犯罪捜査規範に基づく緊急配備に加えて独自の集中運用方法を定めているのが通例となっている。そのため、規則第3条第2項は、「緊急配備に係る指令等を行うほか、・・・必要な指令等を行う」として、緊急配備に係る指令等が緊急の措置を要する場合に行われる集中運用に係る指令等のひとつの形態であることを明確化している。

c. 指令内容の明確化

旧規則は、緊急の措置を要する場合の通信指令室の活動について具体の定めを置いていなかったところであるが、規則第3条第2項は、「警察職員並びに警察用車両、警察用船舶及び警察用航空機の運用に係る指示」をその具体例として明示し、緊急の措置を要する場合における通信指令室が行う指令の内容について明確化を図っている。

4 警察署通信室（第4条関係）

警察署通信室が通信指令の一翼を担うべき位置付けにあることにかんがみ、第4条においては、通信指令室に準じ、警察署通信室の設置及び活動に関する規定を設けている。

特に、緊急時における活動に関する第2項の規定は、旧規則には設けられていなかった規定であり、緊急事態に際して通信指令室が行う活動に準じた活動を警察署通信室においても行うことを明確化している。

5 通信指令室の運用（第5条関係）

第5条の規定は、通信指令室の運用に関する具体的な準則を定め、その準則を確保するために警察本部長が必要な措置を講ずるべきことを定めている。

(1) 通信指令室における指揮（第1項関係）

第1項の規定は、第2条第3号が求める活動の組織性を確保するための具体的な運用方法を示すものである。

「警察通信指令に関する適切な指揮の能力を有する」とは、警察通信指令の従事者に求める「職務遂行に必要な専門的な知識及び技能」（第6条）とは異なり、初動警察活動の重要性と指揮官としての自身の役割を認識し、司令塔としての警察通信指令の役割を組織として発揮させることのできる識見や判断力を有することをいう。

また、「幹部」であることを求めるのは、警察通信指令の指揮官が、一時的には、重大事案を含めたすべての110番通報事案に対し、警察本部長等都道府県警察幹部への報告や指揮を仰ぐいとまもない中で、初期的な対応の判断を行う役割が与えられているためであり、その職務上、警察署当直長等

に対して事案対応の指令を発し、即時にこれらを一元的に運用する必要があるためである。なお、これらの職務の重要性、警察署当直長等に対する指令の必要性を勘案すると、少なくとも各都道府県警察の大半の警察署における当直長の階級以上の階級、すなわち、原則として警視級、少なくとも警部以上の警察官を通信指令官等の指揮官に充てる必要があるものと考えられる。

「常に・・・行われなければならない。」とは、各当番勤務において、先述の要件に合った指揮官が指揮をとるべきとの趣旨である。したがって、通信指令室においては、通信指令官等の仮眠中などにおいても、適切な指揮をとることのできる副指令官等の幹部を置き、その指揮の下に職務を行う体制を整えることが求められる。

(2) 受理と指令の分離原則（第2項関係）

第2項の規定は、複数職員による事案のダブルチェック、受理と指令の同時進行による指令のスピード化を図る観点から、通信指令室において、110番通報の受理を行う業務と無線通話による指令、手配、通報等及び無線通話の統制を行う業務とを、原則として、別の職員が担当すべきこと定めたものであり、いわゆる「受理と指令の分離」の原則を定める規定である。

「別の職員が担当する」とは、具体的には、無線通話による各事案に関する指令、手配、通報等を、110番通報を受理した者が自ら行わず、無線指令を担当する別の者が行うこと、無線指令や無線通話の統制を行っている者に110番通報の受理を行わせないことを意味する。

なお、指令等を行っている者が、その者が行う指令等の業務を別の勤務員に引き継いだ上で、110番等の緊急通報の受理を行うことは、この規定の趣旨に反するものではない。

本項の規定を設けた趣旨は前項のそれと同様であり、第2条第3号の基本原則をより具体化する運用を定めた規定となっている。

(3) 警察本部長の措置（第3項関係）

第3項は、第1項及び第2項を確保するよう警察本部長に求めるものであるが、ここにいう警察本部長がとるべき「必要な措置」とは、第1項については、適任者の選抜、体制の確保、指揮官（通信指令官等）への必要な指導教養の実施等である。また、第2項については、体制の確保、職員に対する通信指令技能向上のための指導教養の強化、業務の閑繁に応じた勤務シフトの調整、通信指令室に隣接した休憩室の設置、休憩室への緊急連絡手段の整備、通信指令室への応援勤務員の指定等の各種措置である。

6 通信指令を担う人材の育成等（第6条関係）

第6条前段の規定は、警察通信指令が専門性を有する業務であることを明らかにするとともに、警察通信指令の専門性を踏まえ、適性を有する者の選抜・登用及び、専門的な知識・技能に関する指導教養の実施を警察本部長及び警察署長に求める規定である。

なお、本条にいう「通信指令に従事する者」には、通信指令室及び警察署通信室に配属された勤務員のみならず、例えば警察署の当直中において警察署通信室の勤務を行う他部門に所属する者も含まれる。

この規定は、ともすれば、通信指令の重要性や業務の専門性・特殊性に関する理解が十分に浸透しておらず、そのような業務の特殊性を踏まえた人材の登用や通信指令に係る専門的な知識や技能に関する教養が十分に行われていなかったなどの問題が見られたことなどを教訓に設けられたものである。

指導教養については、具体的には、職場教養の充実、専科教養等の各種学校教養の充実などのほか、体系的かつ段階的な教養訓練方策を構築する、通信指令のスペシャリストを組織的に養成し技能指導者制度を運用するなど教養訓練のための各種制度の整備等もこれに含まれる。

同条後段の規定は、専門性を踏まえた登用、教養訓練を実施するに当たり、警察本部長及び警察署長が、検定その他の方法を用いて、職員の通信指令に係る技能及びこれに関する知識について、効果的に把握するよう努めるべきことを定めている。検定その他の方法には、警察通信指令の技能を客観的に評価するための検定の実施のほか、専科教養等の機会を利用した効果測定等による技能の見極め、実戦的な競技会の開催等がこれに含まれる。この規定は、職員を警察通信指令に従事させるに当たっての適性を見極める手段を示しているほか、教養訓練の成果が職員に十分に定着しているかを見極めるなどにより、より効果的な教養訓練実施につなげることを意図したものである。

7 広域通信指令の実施に係る連絡等（第7条関係）

(1) 関係都道府県警察との連絡及び協力（第1項関係）

第7条第1項の規定は、2以上の都道府県警察の管轄にわたる通信指令の運用に関し関係都道府県警察が相互に緊密な連携を保ち、協力すべきことを定めるものである。

(2) 関係行政機関との連携（第2項関係）

第7条第2項の規定は、関係行政機関との連携を図るべきことを定めるものである。関係行政機関との連携とは、例えば、消防の指令室とのホットラインの設置、海上保安庁との連絡体制の確保、消防、海上保安庁等との合同

訓練の実施等である。

8 警察庁長官への委任等（第8条関係）

(1) 警察庁長官への委任（第1項関係）

第1項は、この規則に定めるほか、この規則の実施のため必要な細目的事項については、警察庁長官が要綱、通達等により定めることを規定している。

(2) 警察本部長への委任（第2項関係）

第2項は、この規則に定めるもの及び前項の規定により警察庁長官が定めるもののほか、通信指令室及び警察署通信室の行う指令、手配、通報等の範囲等の警察通信指令に関する必要な事項は、警察本部長（警視總監、道府県警察本部長及び方面本部長）がその詳細を定めることを規定している。

平成 21 年 3 月 27 日
初動警察強化推進委員会決定

初動警察刷新強化に向けた警察庁の取組み

1 趣旨

平成20年12月、初動警察強化推進委員会は「初動警察刷新強化のための指針」（以下「指針」という。）を決定し、初動警察刷新強化の取組みを全国警察を挙げて推進していくこととした。指針は、通信指令の強化を初動警察刷新強化の最重要課題と位置づけるとともに、「職員の意識改革の徹底」、「通信指令機能の強化」、「通信指令を担う人材の育成強化等」及び「初動警察における事案対応能力の強化」を重点推進事項として掲げたところである。

各都道府県警察では、精強な第一線警察構築のための総合プランに重点施策として盛り込むことにより、この度の初動警察刷新強化を推進していくこととしているが、その取組みをより効果的なものとするためには、警察庁がその役割を十分に果たすことが不可欠である。

こうした観点から、委員会は3点の警察庁重点施策を定め、各都道府県警察における初動警察刷新強化を支えるための具体的な施策を推進していくこととする。

2 警察庁重点施策

(1) 通信指令を中心とした初動警察刷新強化の総合的推進

初動警察刷新強化の総合的な推進のため、長官官房及び各局部が緊密な連携を図り、指針に示された各種施策に関する都道府県警察の取組みについて、あらゆる機会を通じた支援措置を講ずるとともに、必要に応じたきめ細かな指導を実施する。

特に、通信指令については、初動警察の要たる位置付けを明確化するとともに、通信指令の重要性に関する職員の意識改革を図るため、その基本的事項を、警察庁において定めることとする。

また、精強な第一線警察構築のため現在推進中の各種施策については、初動警察活動に従事する警察官の事案対応能力強化の観点を踏まえ、更なる推進を図る。

(2) 通信指令を担う人材の育成強化等

通信指令を担う人材の育成強化については、適任者の配置、人材育成のための戦略的な人事配置及び各種教養訓練の充実の各施策を有機的に連携させることが不可欠であることを踏まえ、以下のような施策を総合的に推進していくこととする。

技能検定制度の構築

通信指令業務に適性を有する者を組織的に把握し、通信指令を担う人材として育成していくため、通信指令及び無線技能に係る技能検定制度の構築を目指す。また、技能検定制度の運用を通じて、警察官の無線技能の底上げを図る。

技能伝承制度の構築

熟練者が有する卓越した通信指令技能の確実な伝承を図るため、広域技能指導官を頂点とする階層的な技能指導者制度を構築し、各都道府県警察における通信指令の指導体制を拡充強化することにより、通信指令技能の向上を図る。

教養訓練の充実強化

通信指令に係る重点専科の指定、各級任用時教養における教養訓練の実施等、学校教養の充実強化を図るほか、警察官の無線技能の底上げも念頭に置いた実戦的な通信指令競技会を開催する、各種教養訓練において活用する総合訓練用資機材の開発整備の検討を進めるなど、通信指令技能に関する教養訓練の充実強化を図る。

(3) 迅速・的確な初動警察を支える情報通信の強化

迅速・的確な初動警察活動を実施する上で、警察情報通信を活用し、各種事案の現場において収集した情報の組織的共有を図ることは極めて重要である。

こうした観点に基づき、第一線における警察官の情報通信手段の整備・高度化に向けた検討を進める。特に、初動警察の指揮を行う上で、現場画像活用の重要性が高まっていることから、各種現場画像情報の効果的な収集、警察基幹通信網等を通じた通信指令室等への情報集約等について多角的な検討を行う。

平成 20 年 12 月 10 日
初動警察強化推進委員会決定

初動警察刷新強化のための指針

1 趣旨

警察にとって初動は生命線であり、重大事案発生直後における迅速的確な警察活動は、被害拡大の防止、犯人の確保等の警察目的のため欠かせないものである。近年、無差別殺傷事件の相次ぐ発生、突発的集中豪雨被害の発生等の警察事象の多様化・スピード化を受けて初動警察の困難性が増す中で、時代の要請に応えた初動警察であり続けるためには、その要たる通信指令の強化を図り、組織的かつ効率的な活動を推進することが急務である。

2 重点推進事項

(1) 初動警察の要たる通信指令の在り方について

通信指令は初動警察の要である。通信指令は、迅速的確な初動警察活動のため、広範囲で活動する多数の警察職員の総合的・一元的な集中運用を図ることをその責務としている。

委員会は、このような通信指令の役割の重要性を再確認し、初動警察強化において通信指令の強化を最重要課題として位置付けることとする。

また、通信指令の重要性について、都道府県警察幹部はもとより全警察職員の認識の徹底を図るとともに、必要に応じ、幹部が指導力を発揮し意識改革を推進する。

(2) 通信指令機能の強化

ア 通信指令が初動警察の司令塔たる役割を果たすために必要な位置づけ及び権限について、規定上明確化するなど、都道府県警察における初動の第一線において、通信指令が必要な権限を躊躇することなく行使するための環境を整備する。

イ 重大事案の認知時及び対応時の第一線警察官による通信指令への

飛び越え報告を徹底するほか、初動警察の指揮に資する各種情報の通信指令への集約を推進する。

ウ 通信指令と事件事故主管部門との連携を強化し、重大事案発生時における当該主管部門の体制が確立するまでの間の初動警察活動について、迅速な体制構築、円滑な事案引継ぎ等に関する実戦的な共同訓練を実施する。

エ 携帯電話発信地表示システムの整備を進めるほか、警察用車両へのカーロケータ・システム配備を推進するなど通信指令強化に資するシステムの整備について検討を行う。

オ 警察署通信室についても、通信指令の一翼を担う重要性を再確認し、その機能強化を推進する。

カ 真に緊急の110番通報受理に通信指令の職員を専念させるため、警察安全相談等に係る受理体制の整備及び広報啓発活動の推進、関係機関との連携強化等の取組みを推進する。

(3) 通信指令を担う人材の育成強化等

ア 通信指令強化のため、必要な体制の確保と適任者の配置を進めるほか、通信指令を担う人材の育成のための戦略的な人事配置を図る。また、通信指令に関する豊富な経験を有する退職警察官の再任用・非常勤職員としての採用を推進する。

イ 通信指令勤務員としての事案判断能力を中心とした通信指令技能の向上を図るため、通信指令に関する学校教養、職場教養等を通じた実戦的な教養訓練を組織的に推進する。

ウ 通信指令勤務員の士気高揚を図るため、通信指令勤務員に関する業務の適切な評価と積極的な表彰の実施の推進、職員的能力・実績に応じた人事管理の徹底を図るほか、通信指令に関する積極的な広報活動、職員の積極的な健康管理対策等を推進する。

(4) 初動警察における事案対応能力の強化

ア 夜間及び休日における警察署の各種事案対応に責任を有する警察署当直の事案対応能力の強化を図る。

イ 警察用車両（二輪自動車を含む。）、警察用航空機、警察用船舶等の効果的活用により警察機動力の連携強化及び運用改善を図る。

ウ 警察無線の効果的活用及び不感地帯対策の推進、警ら用無線自動

車等を利用した簡易中継機能の運用改善等により組織的な情報共有を推進する。

3 推進方策

本委員会において、警察庁が取り組むべき施策について取りまとめるとともに、各都道府県警察においてもそれぞれの都道府県警察の実情を踏まえた施策群を策定し、「地域警察を中心とした精強な第一線警察構築のための総合プランの策定について」（平成17年6月10日付け警察庁丙人発第192号ほか）に基づく精強な第一線警察構築のための総合プランに重点施策として盛り込むことにより、それらの実施、評価及び見直しを複数年次にわたり推進していくこととする。

4 推進上の留意事項

- (1) 警察庁及び都道府県警察において、部門横断的な取組みを強力に推進すること。
- (2) 総警務部門にあっては、関係部門と連携し、通信指令に関する規定整備、人事配置、人材育成、装備資機材の整備、士気高揚等について必要な取組みを推進するほか、職務執行を取り巻く環境の悪化、警察組織の人的構成の変化といった各施策に取り組むに至った背景がいまだ存在していることを踏まえ、精強な第一線警察の構築のための関係施策についても、引き続き強力に推進すること。
- (3) 各種事件事故を主管する部門にあっては、重大事案発生時における当該主管部門の体制が確立するまでの初動警察活動の強化について、通信指令と連携した施策を検討すること。
- (4) 地域部門、刑事部門、交通部門、警備部門等執行隊を所管する部門にあっては、各執行隊が、通信指令による必要性の判断に従い、部門横断的な初動警察活動に参画できるよう施策を推進すること。
- (5) 平日昼間帯はもとより、夜間及び休日において、警察の初動対応能力に間隙が生じないよう特に配慮すること。
- (6) 警察庁においては、都道府県警察の意見・要望を施策に反映させるよう努めること。

別紙

警察通信指令に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第九号）

（趣旨）

第一条 この規則は、迅速かつ的確な初動警察活動を行うため、警察通信指令に関し必要な事項を定めるものとする。

（警察通信指令の基本）

第二条 警察通信指令を行うに際しては、次の各号に掲げる事項を基本とするものとする。

- 一 警察通信指令の任務の重要性を認識するとともに、迅速かつ的確な初動警察活動に資するよう配慮すること。
- 二 予断を排除し、常に冷静沈着な状況判断を行うこと。
- 三 協力一致して事案に臨み、組織的な活動を行うこと。
- 四 初動警察活動における警察の各部門間の連携の確保に努めること。

（通信指令室）

第三条 通信指令室は、都道府県警察の本部（方面本部を含む。）において、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- 一 一一〇番通報その他の緊急通報を受理すること。
- 二 事件、事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報を集約すること。
- 三 指令、手配、通報等（以下「指令等」という。）を行うこと。
- 四 無線通話の統制を行うこと。

2 通信指令室は、事件、事故その他の警察事象に係る通報について緊急の措置を要すると認める場合は、緊急配備（犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第九十三条に規定する緊急配備をいう。次条第二項において同じ。）に係る指令等を行うほか、当該警察事象を所掌する部門が態勢を整えるまでの間の初動的な措置に関し、警察職員並びに警察用車両、警察用船舶及び警察用航空機の運用に係る指示その他の必要な指令等を行うものとする。

（警察署通信室）

第四条 警察署通信室は、警察署において、通信指令室の活動を補い、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- 一 警察署に通報される緊急通報を受理すること。

二 事件、事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報を集約すること。

三 指令等を行うこと。

四 署活系の無線通話の統制を行うこと。

- 2 警察署通信室は、前条第二項の規定による指令等を受けた場合又は事件、事故その他の警察事象に係る通報について緊急の措置を要すると認める場合は、緊急配備（当該警察署に係るものに限る。）に係る指令等を行うほか、当該警察事象を所掌する部門が態勢を整えるまでの間に当該警察署が行う初動的な措置に関し、警察職員並びに警察用車両及び警察用船舶の運用に係る指示その他の必要な指令等を行うものとする。

（通信指令室における指揮等）

第五条 通信指令室においては、常に、警察通信指令に関する適切な指揮の能力を有すると認められる幹部の指揮の下に警察通信指令が行われなければならない。

- 2 通信指令室においては、一一〇番通報の受理を行う業務と当該通報に係る指令等（無線通話によるものに限る。）及び無線通話の統制を行う業務とを、別の職員が担当することを原則とする。

- 3 警視總監、道府県警察本部長及び方面本部長（以下「警察本部長」という。）は、前二項に定めるところにより警察通信指令が行われることを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（人材育成等）

第六条 警察本部長及び警察署長は、警察通信指令の専門性にかんがみ、警察通信指令についての適性を有すると認められる者を警察通信指令に従事させるよう配慮するとともに、警察通信指令に従事する者に対し、職務遂行に必要な専門的な知識及び技能に関する指導教養を行うものとする。この場合において、警察本部長及び警察署長は、職員の警察通信指令に係る技能及びこれに関する知識について、検定その他の方法により、効果的な把握に努めるものとする。

（広域通信指令のための連絡等）

第七条 関係都道府県警察は、二以上の都道府県警察に関連する警察通信指令については、緊密な連絡を保ち、相互に協力しなければならない。

- 2 警察本部長及び警察署長は、警察通信指令に関し、関係行政機関と緊密な

連携を図るものとする。

（警察庁長官への委任等）

第八条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、警察庁長官が定める。

2 この規則に定めるもの及び前項の規定により警察庁長官が定めるもののほか、通信指令室及び警察署通信室の行う指令等の範囲その他の警察通信指令に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。